

1 平成12年3月16日報告分(福岡市公報平成12年3月23日第4772号(別冊2)公表分)
福岡市下水道事業について

【改善・要望事項】

業務委託実施設計基準表の給与ベースは人事院勧告や人事委員会勧告ではなく、委託原価研究会の報告書に従った理由について、より詳細に記載しておくことが必要である。

【講じた措置】

平成13年度以降の人件費設計基準については、委託原価研究会とともに人事院勧告等をベースとしている。

包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見書に対する措置

【改善・要望事項】

下水道事業が独立採算を達成し、経営の安定化をはかるためには、更なる経費削減努力及び長期未回収となっている債権の回収努力、歳入調定行為の促進を行うことが、下水道事業の重要な課題となっており、未だ回収されていない下水道事業原価と下水道使用料の関係の適正化を着実に行う必要がある。

【講じた措置】

平成13年度以降、新財政収支計画(平成13~16年度)を策定し、汚水処理費の回収率を引き上げるとともに、事務事業見直しによる経費節減・コスト縮減に取り組んでいる。さらに、平成14年度には、嘱託員1名を配置し、下水道使用料の適正賦課に取り組んでおり、今後とも経営の安定化を図るため、計画的に収支の改善を行い、下水道事業原価と下水道使用料の関係の適正化に努めていく。

【改善・要望事項】

平成11年度に策定した「下水道施設(処理場、ポンプ場)改築更新事業計画」に基づく「機器」更新の意思決定において、法定の耐用年数が到来したのものに対しては、定量的な診断としての経済計算は実施されないことになっている。それに対して、経済的・効率的な「機器」の更新等を行うためには、耐用年数が到来した「機器」についても、何らかの経済計算を実施することが重要であると考えられる。

【講じた措置】

下水道施設は、経過年数とともに老朽化が進み、改築・更新が大きな問題となってきたが、機器の更新に当たっては耐用年数が来ている大型機器についても、経済計算を行い、延命化の可能性も含め、総合的に判断し、経済的・効率的な更新時期を決定し事業費の縮減に努めていく。

2 平成13年3月23日報告分(福岡市公報平成13年4月5日第4873号(別冊)公表分)

港湾局における一般会計及び港湾整備事業特別会計の事務の執行及び管理状況について

【改善・要望事項】

予定金額のランク毎に施工できる業者が決められるため、ランクの決定は、公正・透明に行われる必要があると思われるが、現在、経営事項審査の点数のみが公開され、その他については非公開とされている。主観点数値の算定要領は内部的に決裁されており、その点数の決定も内部で決裁されているとのことであったが、非公開とのことであった。

ランク決定過程の情報公開は、業者の技術力、経営力の改善目標を明確化することにもつながることから、今後の課題になるものと思われる。

【講じた措置】

指名業者のランク決定過程の情報公開については、平成15年2月に「福岡市工事

競争入札参加等級格付け要領」を制定し、公表を行った。

包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見書に対する措置

【改善・要望事項】

今回のように、第三セクターの子会社が損失を計上することは、第三セクターが損失負担を実施することを通じて、最終的に福岡市に損失を与えるリスクが存在する。

現行地方自治法では、直接支配の第三セクター等については、明文規定により議会への経営状況報告が義務づけられているが、このような第三セクターの子会社は外郭団体としては認識されておらず、定期的な報告等の制度は有していない。

現在、民間企業においては、連結決算開示制度の強化が図られ、企業の財政状態は、孫会社等も含めて開示される。本事案のように、いわゆる第三セクターの子会社が大幅な損失計上を行うことは、最終的に福岡市の財政にも影響を及ぼすこととなることから、このような間接的支配会社についても、福岡市において継続的に経営状況等を把握し、必要に応じて対策を打てる体制を構築することが有益ではないかと考える。

【講じた措置】

第三セクターの子会社の経営状況の把握については、外郭団体の経営を評価する「外郭団体経営評価システム」で経営状況をチェックできるようにすることとした。

3 平成14年3月19日報告分(福岡市公報平成14年4月15日第4968号(別冊)公表分)

市税の課税事務等の執行状況について

【改善・要望事項】

固定資産評価基準によれば、本来田畑山林(調整区域内)の評価は生産力に着目し、耕作及び山林経営を目的とした売買実例価額をもとに評価することになっている。しかし、福岡市の評価は過去30年以上ほとんど変更されていない。これは、国及び県が決定し、市に通知してくる基準地価格が上述のように据え置かれたままとなっており、これとの均衡を考慮した結果である。なお、平成12年度での福岡県及び福岡市の基準田畑山林の評価額は以下のとおりとなっていた。

上記評価方法が手続としては問題ないものであるとしても、本来の評価基準に照らせば、売買実例価格をもとに価格が決定されるべきである。しかし、実際に農業経営を目的とする売買実例価格は福岡市の場合実例が確かめられず、上記の評価結果が妥当であるかどうかについては、確認できなかった。

【講じた措置】

田畑山林の固定資産評価方法については、固定資産の評価の基準並びに評価の方法及び手続である固定資産評価基準の設定が総務大臣の所掌事項であることから、総務省に対し、当該指摘を伝え検討を要望することとした。

【改善・要望事項】

家屋の評価額計算については、各区役所に設置されたスタンドアロンのパソコンに収められた評価ソフトウェアを用いている。FIRSTシステム及びFLEXシステムではオンライン端末の操作員登録が行われ、一定の接近制限が図られている。しかし当該パソコンへの接近制限については操作員登録がなく、立ち上げ時のパスワードがあるのみで、事実上接近制限がなく、また更新履歴等も残らない。

パソコンの設置場所が区役所固定資産税課内であることから、外部からの不正侵入のリスクは小さいと考えられるが、データ改ざんのリスクがないとは言えない。データ改ざんのリスクを軽減するため、何らかの接近制限を図るとともに、更新履歴を残せるようにすることが望ましい。

【講じた措置】

家屋の評価額計算システムへの接近制限については、現行の評価システムが家屋評価計算のソフトウェアにすぎず、評価額を決定する手続は別に確保されていることから、外部からのデータ改ざんはできないものと判断している。

しかしながら、家屋評価システムを管理する上で接近制限及び更新履歴は必要であり、平成17年度から導入予定のオンラインによる家屋評価システムにおいては設定条件とする方向で進めている。

【改善・要望事項】

実地調査にあたり、調査対象の選定は基本的に法人税の申告書を元にしており、税務署で収集できる資料は法人税申告書に添付されている固定資産の内訳であり、入手できるのは本社が福岡市にある法人分に限定される。

福岡市以外に本社がある法人についてはコストの問題もあり、資料収集が実質的にできないため、福岡は九州の中心として多くの企業の支店、工場が多くあるにもかかわらず、これらについて調査が行われる可能性は低くなってしまふ。

土地、家屋では新規や変更があれば現地調査を行っており、理論的には全ての土地家屋は少なくとも一回は調査を受けたことになる。それと比べれば償却資産の実地調査では福岡市外に本社がある事務所、工場は現地調査が行なわれる可能性が低いため、課税の公平性が損なわれる可能性がある。

【講じた措置】

市外本店法人の有する償却資産の調査については、市内法人の調査実績をもとに、申告誤りの多い業種や、外観から申告漏れの判断ができる法人等の選定方法を検討し、必要に応じて実地調査を行うことにした。

また、これまでの調査実績を踏まえ、特定業種の重点的実地調査を行い、調査拡大を図ることとした。

【改善・要望事項】

実地調査は帳簿の確認が主であり、現物の確認は駐車場設備、看板、建設機械等の目視可能資につき補助的に行っていて、資産の実在性の調査は不十分である。簿外資産の有無の調査については殆ど行われていない。

【講じた措置】

現物確認の実地調査の拡充については、研修により担当者の調査技術の向上を図ること、また担当主査の会議において問題点の整理等を行い、調査の効率化を図ることとした。

【改善・要望事項】

東区役所ではテストを行った58件について未処理で整理番号の記入や処理済印が確認できなかった。担当者からのヒアリングによれば、平成12年度分のうち137件について市のマスターとの照合及び設立・異動届の提出指導が未処理であった。

【講じた措置】

東区役所における登記事項調査表と市の事業所マスターとの照合については、未処理となっていた処理を全て行った。また、設立・異動届の提出指導についても、未処理となっていた指導を全て行った。

【改善・要望事項】

東区役所では、不申告法人調査カードはファイルされ、電話番号の調査はされていたものの話や実地調査による申告指導までには至らず、不申告調査は実質的に未処理であった。

【講じた措置】

東区役所における不申告調査については、未処理となっていた不申告法人全ての申告指導及び実態調査を行った。

【改善・要望事項】

滞納者の現状把握方法についての工夫に努めるべきである。

例えば、法人は複数の区にまたがっている場合が多く、現在は自己の部分だけを各区が管理しており、市役所で一括管理した方が、管理コストが削減できると考えられる。又、高額滞納の管理についても、各区ではなく市役所での専門部署により管理する方が効率的だと思われる。

【講じた措置】

滞納者の現状把握の体制については、平成14年度より法人関係税目に係る徴収部門を財政局に集約した。また、滞納税額が500万円以上など高額事案の滞納整理事務についても財政局に集約した。

包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見書に対する措置

【改善・要望事項】

現在、土地及び家屋に係る固定資産税については、法務局からの登記済通知書を重要な課税資料として活用している。しかし、登記済通知書はあくまでも法務局が作成する資料であり、市当局としてはその網羅性を確かめることはできない。通知書には連番が付してあるので、連番管理により受け取った資料の処理状況については管理可能であるが、資料そのものの網羅性、すなわち、登記された事項が漏れなく市役所に通知されているかどうかについては管理不能である。博多区役所では「発行済通知書一覧」で発行番号の連続性を確かめているが、登記済通知書が確かに届いていることを確認するに止まっており、通知件数の検証は行われていない。

昨年度、登記済通知書の件数が異常に少ないことに気づき、法務局に申し入れを行ったところ、法務局の通知が一部漏れていたことがあった、とのことであった。

このように、課税対象を把握するための重要な資料である登記済通知書についてその件数が市役所サイドで確認できていないのは問題である。総件数のチェック等網羅性を確保するための方策を検討する必要がある。

【講じた措置】

登記済通知の確認については、法務局に対し、登記済通知書の通知漏れの少ないよう要請を行うこととした。

なお、法務局との連絡体制の充実強化の観点から、不動産登記データの磁気媒体形式による通知等を、総務省に対し九州都市税務協議会を通じて以前より要望しており、今後も継続して要望していく。

【改善・要望事項】

土地の生産力（数量ベース）が減少しておらず、生産額が増加しているにもかかわらず、土地の評価が一定であることは、結果的に農業経営における固定資産税負担が相対的に減少していることを意味するのではないか。市街地における宅地の評価額は地価の上昇に伴って増加してきた。また、最近の地価下落傾向にもかかわらず、7割評価導入の影響から、宅地に係る税負担は減少していないのが実情である。そのような中で、農地に係る税負担だけが実質的に減少しているのは、課税の公平性の観点から問題があると言わざるを得ない。政策的に農地に係る税負担を小さくするのであれば、評価基準に即した評価を行ったのち、減免等の措置を講ずればよいのではないか。

市街地に近接している福重の売買実例価格を評価額と比較したところ、実例価格は評価額の705倍になっていた。これは売買が生産力に基づく評価ではなく宅地化を

前提とした価格で行われているためではないかと推測される。実際は宅地並で取引される可能性の高い土地の評価が、生産力農地として過去の慣例にならって評価されていく現在の方法について見直しをする必要がないのか、総務省への働きかけも含め検討されたい。

【講じた措置】

田畑山林の固定資産評価方法については、固定資産の評価の基準及び評価の方法が総務大臣の所掌事項であることから、総務省に対し、当該指摘を伝え検討を要望することとした。

【改善・要望事項】

生活保護者に係る減免のうち、継続して減免申請している者は保健福祉局生活保護課に照会して生活保護の受給状況を確認している。しかし、新規の生活保護減免申請がない場合、新たに生活保護を受けた者の情報は税務担当課にはもたらされていない。固定資産税が滞納になり、滞納整理を行う段階で生活保護受給者であることが判明し、減免の手続を行っている状況とのことである。

税務当局にとっては、課税の段階で減免の手続がとられていれば、少なくとも督促から滞納整理に係る事務を省略できるはずである。守秘義務との関係で一概に結論を述べることはできないものの、保健福祉局等の部署との横の連携を保ち、情報を入手することで、事務手続の効率化を図ることができるものとする。

【講じた措置】

生活保護者に係る固定資産税の減免については、生活保護受給者からの申請が必要である旨を生活保護担当職員に対し周知徹底することとした。

なお、生活保護受給者の情報は、守秘義務の観点から税務担当者が入手することはできない。

【改善・要望事項】

償却資産の課税客体調査にあたっては、法人税申告書による資料収集を行う以外、効率的な調査方法がないのが現状である。

しかし、その資料収集については、監査結果で述べたように福岡市以外に本社がある法人について調査が行われぬ可能性が高い。また、実際の資料収集にあたっては、法人税申告書を閲覧した上で必要なデータを収集することになり事務処理に手間がかかる。

そこで、例えば、法人税の申告書提出時に、償却資産にかかる資料収集のための付表を同時に提出してもらい、それを税務署から回付してもらうようにすれば、上述のような問題点の解決にかなり効果が期待できるのではないかと考える。

法人税法、所得税法と地方税法の違いもあり、実際には法改正等が必要になる事項であろうが、これは単に福岡市だけに限った問題ではなく、全国の市町村に共通する問題である。また、納税者にとってはいずれも同じ「税金」であり、法律や所轄官庁の違いにかかわらず、公平、かつ効率的な課税に役立つのであれば、国や県との間で効率的な事務執行のための調整が進められることは歓迎されるのではないだろうか。関係各所で積極的な調整が進められることを期待したい。

【講じた措置】

償却資産の課税客体調査にかかる国税当局との連携については、過去にも国税の確定申告時に償却資産用の付表を同時に提出してもらえるよう国に要望しているところである。これについては、国の所管事項であることから、総務省に対し引き続き要望をしていくこととした。

【改善・要望事項】

設立申告に係る処理の一つとして法務局の登記申請書から登記事項調査表を月に

一度写し取り，市のデータと照合するという手続きを行うが，現在のところこの作業は手書きで移記することとなっている。平成12年のデータによれば，新規設立法人数は年間で1,362件にのぼり，単純平均でみると月に約110件となる。各区役所交代で行うとはいうものの煩雑な作業である。効率化の観点からは法務局との連携を図り，データで受け取ること検討すべきであると考え。会社の設立登記は公示主義にもとづくものであり本来は公示が原則であるはずだから，法務局からデータで受け取ったとしても何ら問題はないと思われる。

【講じた措置】

商業登記情報の収集に関する法務局との連携については，法務局と協議を行い，磁気媒体形式による情報の提供を求めたが，不動産登記情報とは異なり，法務局に商業登記情報を市町村へ通知する義務がないことから通知を行わない旨回答を受けた。そこで，制度を所掌している総務省に対し，当該指摘を伝え検討を要望することとした。

【改善・要望事項】

また，現在各区役所の法人市民税の担当者数は区毎にばらつきがあり，法人市民税の担当者が一人の区にあっては他業務を兼務している状況もあり，区毎の事務の遂行度合に差異が生じている事例が見受けられた。公平な課税の推進という見地から，調査事務を的確に遂行し，かつ法人市民税に係る高度な専門性を確保するために職員配置を各区に分散させず，専門部署に一本化することが効率的ではないかと考えられる。

【講じた措置】

法人市民税関係業務の体制については，事務の専門化・効率化を図るために，平成14年度機構整備において法人関係税目（法人市民税，事業所税，入湯税，市たばこ税）に係る賦課徴収部門を区役所から集約し，法人課税課及び法人納税課を新設した。

【改善・要望事項】

個人市民税は所得税同様，個人の所得に対して課税するものであり，現に市民税の課税データとして年末調整の結果である給与支払報告書や所得税確定申告書の写しが多く利用されているところである。

このように，課税データに関する資料・情報の収集・交換については，税務署との連携が図られているが，納税義務者の捕捉調査，納税通知書の不着調査，不申告調査等の各調査については，国と地方公共団体という組織の違いもあって，各々で調査を実施し，調査に係る資料・情報交換がないなど，連携がほとんどとれていない状況である。効率的な課税事務を行うためにも，さらに税務署等との協力・連携体制の推進が図れるように法改正も含めて検討すべきと考える。

【講じた措置】

納税義務者の補足調査，納税通知書の不着調査，不申告調査等の各調査についての税務署等との協力・連携体制の推進については，制度を所掌する総務省に対し，当該指摘を伝え検討を要望することとした。

福岡市高速鉄道事業について

【改善・要望事項】

早期に短期的な利益改善の方策や，一般会計の負担のあり方など財政構造的な問題の解決といった抜本的対策，さらにはこれらを含んだ財政収支計画の新たな策定により，経営改善に取り組むことを期待している。

【講じた措置】

これまでも経費節減や営業時間延長などの増客増収対策に取り組んできたところであるが、抜本対策として国（総務省）に対し健全化対策を要望した結果、平成14年3月に「公営地下鉄事業の経営健全化に関する研究会報告書」が取りまとめられ、これを踏まえた経営健全化制度の創設が検討されている。15度以降も財政支援のための特例債制度が継続されることになったなど、制度の動向も踏まえて経営改善に取り組んでいくこととした。

【改善・要望事項】

建物の年度末償却未済高について、「決算付属書・固定資産明細書金額(表2-2の(A))」と「固定資産台帳コンピュータシステムに登録している個々の資産データ等からの算出金額(表2-2の(B))」とは一致していない。決算書金額の方が算出金額より36百万円少ない結果となった。(B)の金額を再検証し、計算に誤りがないことが確認できれば決算書金額を修正する必要がある。

【講じた措置】

固定資産コンピュータシステムの更新作業の中で金額の検証を行い、誤りがあれば決算書金額を修正することとした。

【改善・要望事項】

差額発生理由は不明であるが、固定資産管理帳簿において年度末償却未済高の合計額がリストされないシステムになっているため、金額の検証ができないことに問題がある。早急に建物以外の固定資産についても決算書金額が正確かを確認する必要がある。

【講じた措置】

固定資産台帳コンピュータシステムの更新作業の中で金額の検証を行うこととした。

【改善・要望事項】

このようなシステムでは、何かのミスにより上記(二)の建物のように不一致が発生した場合、それが発見されないまま見過ごされることとなる。早急に、個々の固定資産に関する簿価情報（減価償却累計額、年度末償却未済高）を一覧にして総額を把握できるシステムを整備すべきである。

【講じた措置】

地下鉄3号線の開業に向けて、固定資産台帳コンピュータシステム構築の検討を行っており、簿価情報を一覧にして総額を把握できるシステムへ変更することとした。

【改善・要望事項】

今後、3号線の完成により固定資産の大量増加が予想される。大量の固定資産の帳簿管理を効率的に実施するためには、コンピュータによる管理システムの構築が不可欠である。3号線の固定資産完成の時期を念頭におき、その時期に間に合うよう固定資産管理システム構築に向け検討を始める必要がある。

【講じた措置】

地下鉄3号線の開業により大量の固定資産の帳簿管理が生じるため、効率的な資産管理のためのシステムとなるよう、固定資産のコンピュータシステムを更新することとしている。

【改善・要望事項】

交通局が示した上記の理由は、実質的な判断としては理解できるが、地下鉄事業がその収支を明確にし、その実態を明瞭に表わすことを求められていることを勘案すると、合規性の点からは、不十分であると考えらる。

また、八)に示された準拠文書は、市の一般会計のなかにおける会計間の経費按分規定であり、交通局という地方公営企業（管理者設置）と市との関係とは経営の基本的な理念等が大きく相違するものと考えられ、交通局は、独立採算の原則に基づき、監督事務費相当分

の請求を行うべきであったと考える。

【講じた措置】

今後は、契約書等で監督事務費の取扱いを明確にしている場合を除き、「部外関連工事積算要領」に基づき請求を行うこととした。

【改善・要望事項】

昭和57年の最初の契約時においては、複数の受託可能と思われる業者の履行能力、経験、即応性等について比較分析した検討資料が作成されていたが、翌年度以降はまったく作成されていない。受託業者の属する業界も毎年毎年変化していくものと思われ、分析数値等を用いた比較検討資料を定期的に作成し、特命随意契約とする明確な根拠資料として残しておく必要があると思われる。

【講じた措置】

「福岡市委託事務の適性執行に関する要綱」に従い、長期に渡り継続して同一委託先と特命随意契約を行う場合（4年に1度）は、要綱に従ったチェックを行うとともに、根拠資料を作成することとした。

【改善・要望事項】

当該補助金はほとんどが損益計算書の営業外費用に計上されている企業債の支払利息に対応するものであり、貸借対照表の資本剰余金として処理することは財務諸表における対応関係が適切でなく、補助金を受け入れた時点では損益計算書の営業外収益に計上することが妥当ではないかと考えられる。

これは会計慣行として行われてきたものとのことであるが、公営企業の会計処理が見直されている折から、当該処理についても見直しが必要と思われる。

【講じた措置】

平成15年度予算において営業外収益に計上済である。また、14年度以前の当該補助金について平成14年度の認定と併せ処理する予定である。

【改善・要望事項】

駅長交際費については、上記のとおり駅長の管理にしておく必要性が乏しいと考えられるため、交通局本庁での一元管理が望ましいが、駅長交際費を存続させる場合は、駅長以外にも現金出納の担当者を置き、定期的に本庁職員が実査する方法を採るなど内部牽制が機能するような体制を創る必要がある。

【講じた措置】

駅長交際費については、現金及び帳簿の管理を事務助役が、支出の決定は各管区駅長又は乗務事務所長がそれぞれ行い、支出内容については、総務課担当者が四半期毎に実査（現金及び帳簿等の確認）することとした。

【改善・要望事項】

この決裁書では、上記担当者の説明する理由を把握することはできず、債権回収のリスクも伴うことを考えた時に、極めて内容の説明が不十分な決裁であったと考えられる。

【講じた措置】

行政財産の目的外使用許可内容のうち、原則的な箇所に変更が生じるような場合には、今後は、必要な資料の整備を行うこととした。

【改善・要望事項】

「ベンチャービジネスの健全な財政運営を図らせる」ことをその変更理由としており、その本来的な意味は、使用者である(株)A社の資金繰りの悪化であると推測されるため、当該許可に当たって、使用者の資金繰りにつき常時報告を受ける等の条件を付することが、債権管理における善管注意義務（民法第644条）を遂行するうえで必要であったと判断する。

【講じた措置】

今後は、使用料の滞納が生じた場合には、使用者の資金繰りについて報告を行うことを許可条件に加えることとした。

【改善・要望事項】

平成12年度分について100万円入金されたのみで、完納されていないため、延滞金の請求にはいたっていないが、延滞金がどの程度になっているか通知することがA社にとっても有益であると考えます。

【講じた措置】

延滞金については、催告を行う際に延滞金も含めて通知している。

【改善・要望事項】

「株A社」に対する土地建物使用許可に伴う12年度分の未収状態が平成13年12月25日時点でも継続していること、及び平成13年度の途中まで（平成13年4月1日から平成13年12月2日まで）使用許可がなされていないにもかかわらず、事実上、同社が占有し使用していたことは、問題があったものと指摘せざるを得ない。

【講じた措置】

平成13年度の使用許可については、適正に事後処理を行った。今後は、適正な時期に使用許可の手続きを行うこととした。

【改善・要望事項】

平成13年度の借入について見ると、「固定金利方式」の選択決定の決裁は管理者ではなく経理課長決裁によってなされていた。この点について交通局からは、現在の市場金利の状況のもとでは「固定金利方式」の選択に特に議論の生じる余地は少なく、また選択に当たっては、当然に管理者への報告協議のもと決定がなされているとの説明を受けているが、企業債による借入の場合は管理者の決裁が必要となることから、金利の選択についても管理者の決裁が必要と思われる。

【講じた措置】

「固定金利方式」、「利率見直し方式」の金利方式の選択については、管理者決裁とした。

【改善・要望事項】

交通局の説明のとおり、現在の市場金利のもとでは「固定金利方式」を選択することに議論の生じる余地は少ないと思われるが、今後は金利の選択において難しい判断を迫られる時期が来るものと予想される。

選択に当たって将来の金利動向を正確に予測することは極めて難しいことであり、いったん選択がなされてもその後の金利の動向によっては選択の当否について後年において議論が生じることも予想される。その場合、選択時点において十分な根拠資料を入手し、十分な分析検討を行い最善の判断がなされた結果であることを明らかにしておくことが、管理者の経営責任を明らかにするためにも必要となる。

今後は毎年度の金利の選択決定に当たり、入手すべき根拠資料等をあらかじめ定めておき、また、他都市の動向、本庁との協議等、決定に至った経緯を文書において明らかにしたうえで、管理者までの決裁記録を明確に残しておくことが必要と思われる。

【講じた措置】

金利方式の選択を管理者決裁とするとともに、根拠資料を決裁書類に添付することとした。

【改善・要望事項】

建設費補助金及び出資金が一括交付となり、借入を行う根拠自体がなくなったが、地下

鉄事業の資金不足から一般会計からの財政支援の継続が必要となり、このため平成13年度において予算措置がなされたものである。

当面の資金不足に対する補填額として暫定的な金額として借入たものであり、予算措置に当たっては議会においても説明がなされたとのことであるが、金額算定の明確な根拠は確認することができなかった。今後も同様の借入金が続けられる場合には、金額算定の根拠となった資料を整備しておくことが望まれる。

【講じた措置】

一般会計からの無利子借入金(85億円)の算定根拠の整備を行った。

【改善・要望事項】

データの収集面で一定の制約があることを考慮すると、代替的な把握方法を選択しなければならないが、その場合でも障害者等の利用数の実態により近づける方法を検討すべきである。

交通局は、現在の推計方法(イを前提とする方法)を維持するにしてもウのようなパターンが現実的であることを考慮すると、重度利用者に対する軽度利用者の合理的な行動倍率(1より大きい倍率)を設定する努力を行うことも必要であると考えます。

【講じた措置】

敬老割引証については、平成13年10月1日の制度改正に伴い廃止されており、福祉割引証については、重度利用者に対する軽度利用者の実態に、より近づける方法の検討を今後行うこととした。

【改善・要望事項】

平成12年度の営業費用「線路保存費」の中に、姪浜駅南側広場整備負担金18百万円が計上されていた。本支出について、内容等を検討した結果、負担金のうち12百万円は会計上は固定資産(土地)として計上すべきものと判断する。

公会計の場合、支出科目は予算によって決定されることが多く、予算段階で計上科目を誤れば、決算科目もこれに併せて誤りが生じることになる。

企業会計に準拠し、適正な期間損益の計算を行うためには、固定資産に計上すべきものと、当期の費用として処理すべきものとを区分を予算段階からより適正に行うことが必要である。

【講じた措置】

姪浜駅南側広場整備負担金のうち、12百万円については、平成13年度に固定資産に計上した。

【改善・要望事項】

技術水準の向上等により、設置メーカー以外が保守等を実施しても技術的弊害が無いような場合には、積極的に競争原理の導入による入札等の採用を期待するものである。

【講じた措置】

特命随意契約に当たっては、「委託事務の適性執行に関する要綱」に基づき妥当性のチェックを行うこととした。

【改善・要望事項】

事務経費率については、見直しが行われているとのことであるが、業務量、業務内容等の変更、事務効率の向上により、実際の事務経費率は変わるものであり、これらを見定めの上で、定期的な見直しが今後とも必要であると考えます。

【講じた措置】

交通事業振興会に委託する清掃事業を総合的に算定し、平成12年度に事務経費率を10%相当額から6.5%相当額に見直しを行った。今後も必要に応じて見直しを行っていくこととしている。

【改善・要望事項】

理事退職金については、積立金として資金留保はされているが、引当金は設定されていない。

内規等で毎期の発生額が計算できるのであれば、毎期の費用として計上するべきであるが、平成13年3月30日付で定められた出資団体に対する指導、監督、支援のための基本指針によれば、「本市の退職者である役員への退職金の廃止等について検討する」とされており、内規の検討が必要である。

【講じた措置】

交通事業振興会における理事退職金については、平成15年度から廃止することとした。

包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見書に対する措置

【改善・要望事項】

3号線建設は平成7年度から着工されている。平成16年度までの建設に係る事業資金、及び平成17年度以降の改良費等に係る資金は、補助金等を除き企業債の発行により調達することになっている。この企業債の償還は平成13年度から順次始まっているが、平成24年度までは建設期間中に納付しその後還付を受けた消費税が資金として残っているため、資金残高はプラスである。

しかし、減価償却費を除いても単年度損益の赤字が継続するとともに、企業債の償還負担が年々大きくなっていくため、資本的収支のマイナスは拡大し、累積資金過不足の目減りが進む。そのため、平成25年度には累積資金不足となり一時借入金が発生する。その後も資金不足は増加し、平成36年度における累積資金不足額は約396億円となる。一方、平成36年度における企業債の残高は、ピーク時の平成16年度残高の3分の1以下に減少しているもの、なお683億円あり、この点で(2)に記述するリスクの影響に対し留意が必要と考えられる。

【講じた措置】

3号線資金収支シミュレーションについて見直しを行い、乗車人員の減少、開業の遅れ、建設費の嵩み、補助金削減、金利水準の上昇によるリスクについては次のとおりの見直し等を行った。

乗車人員の減少について

開業当初の乗車人員の見込みは約11万人と、当初見込みの約15万人から下方修正したところであり、開業までには乗車人員見込みを精査して、長期収支計画の策定を行うこととした。

開業の遅れ

シミュレーションでは、平成17年10月開業を想定しているが、現在、平成17年春の開業を目指している。

建設費の嵩み

シミュレーションでは、免許時3,231億円の建設費を3,090億円と想定しているが、平成14年度末の試算では、2,851億円とシミュレーションを下回る見込みである。

補助金削減

現在まで必要補助金は当初予算や補正予算を含め確保してきたところであり、開業までの平成15年度、16年度の補助金についても、早期開業により投資効果が発揮できることから、補助金の確保について積極的に要望していく。

金利水準の上昇

シミュレーションでは起債利率2.3%、一時借入利率1.6%としているが、現在の長期債は2.0%を下回る状況であり、急激な金利水準の上昇は考えにくい。経済情勢の好転により金利水準が上がった場合は、乗車料金が改定できる状況になるため、対応は可能と考える。

【改善・要望事項】

現状と将来を説明して理解を促進する必要がある。事業に関して市民に理解を得ることがスムーズに事業を進める上で協力が得られるものと思われる。

【講じた措置】

平成14年度末現在，3号線の総事業費は2,851億円の見込みであることから，運賃の設定や乗車人員の見込みなど将来の収支動向に係る諸条件を把握した上で，3号線が開業する平成16年度までには，3号線を含めた長期収支計画を策定し，市民に公表することとした。

【改善・要望事項】

定期的に収支見込みの見直しを行ない，収支改善の方策を検討する必要がある。

【講じた措置】

これまでも経費節減や営業時間延長などの増客増収対策に努めてきたが，収支見込みの見直しについては，平成14年度末現在，3号線の総事業費は2,851億円の見込みであることから，運賃の設定や乗車人員の見込みなど将来の収支動向に係る諸条件を把握した上で，3号線が開業する平成16年度までには，3号線を含めた長期収支計画を策定することとした。

【改善・要望事項】

交通局について鑑みると，経営健全化計画，収支計画及び年度ごとの予算策定などが「計画」にあたる。

しかし，収支計画の修正など「評価」作業に該当するものが少ないのが現状である。利益管理業務の中で評価業務に該当するものとして，年度別の予算と実績及び財政収支計画と実績との差異分析（原因究明）はある。しかし，毎年，年度を超えた財政収支計画の見直しが行われているわけではない。

【講じた措置】

平成14年度末には現在，3号線の総事業費は2,851億円の見込みであることから，運賃の設定や乗車人員見込みなど将来の収支動向に係る諸条件を把握した上で，3号線が開業する平成16年度までには，3号線を含めた長期収支計画を策定することとした。

【改善・要望事項】

部門別計算をおこなって2号線の状況について客観的なデータを提供する必要がある。これは部門別計算が2号線の収益性が改善しないが，路線を存続させることを前提とした場合，一般会計からの補てんの必要性の判断材料として，経営上，有用だからである。

このような現状を踏まえると，路線別実態を市民・議会に理解を求める必要があると思われる。例えば，街づくりなどの需要喚起策のような他局にわたる複雑な政策意思決定をせまられる場面では，路線別に収益性を把握することは，より有用なものとなりうるであろう。

【講じた措置】

3号線開業に向けて財務会計システムの更新（平成15年度から実施）を行うこととしており，部門（路線）別計算を可能なシステムに更新することとした。

【改善・要望事項】

莫大な設備投資が必要となる地下鉄事業に公的助成が必要とされるという現状と財務諸表をより経営実態に近いものとして表示するという観点を重視した場合には，固定資産のうち補助金によって取得した部分については減価償却を実施しない方法（「みなし償却」）の採用を検討してみる必要もあるように思われる。

「みなし償却」の問題を含めた資本剰余金の取扱いについては，これらの研究会の検討結果を踏まえて，福岡市交通局の実情に最も適合した会計処理を行っていくことが望まれる。

【講じた措置】

「みなし償却」の問題を含めた資本剰余金の取扱いについては、「公営地下鉄事業の経営健全化に関する研究会報告書」を踏まえて、福岡市交通局の実情に最も適合した会計処理を検討することとした。

【改善・要望事項】

定型業務については「業務マニュアル」を作成し、業務の効率化を推進する必要があると考える。そのことにより、さらに高度な業務に多くの時間を割くことができる。

【講じた措置】

現在、3号線開業に向けて定型業務の電算システム化及び電算システムの更新作業を行っており、マニュアルも作成することとした。